

「知的財産推進計画 2008」の見直しに関する意見

意見の概要

インターネット上のコンテンツに係る利用促進ならびに違法状態解消に必要な法整備

意見の全文

図書館界は長年にわたり、図書館等において調査研究目的でインターネット上の情報をプリントアウトすることについての法改正を要望してきたところである。平成 18 年 1 月に公表された「文化審議会著作権分科会報告書」においても、このことに関して触れられており、図書館等における調査研究目的に関してのみ権利制限を行うことは「他の目的や施設では不可能と解されるおそれがある」と指摘されている。

しかし、当協会は図書館事業の進歩発展を図ることを目的とした団体であることから、図書館等における調査研究目的に関して要望をしてきたのであって、他の目的や他の施設での利用を妨げる意図はなく、また、他の目的や他の施設での利用を妨げるか否かは、立法技術上の問題であり、上記の指摘は失当と言える。

さらに、同報告書では「現在までのところ、企業活動を目的とする場合を含めて、インターネット上に公開された情報のプリントアウトについて紛争になったことはほとんどない」とし、継続して検討する方向で報告されているが、現行法に「企業活動を目的とする場合を含めて、インターネット上に公開された情報のプリントアウト」することに関する権利制限規定はなく、「紛争になったことはほとんどない」ことを理由に法改正を行わないことは、違法状態を容認することと同義と言える。

文化審議会著作権分科会ではフェアユースに関する検討が行われるとのことであり、その結果次第ではインターネット上のコンテンツの問題も解決する可能性もあるが、フェアユースに関する検討において、一定の方向性が得られるまでには相当な年月を要することが予想される。

したがって、当協会としてはフェアユースに関する検討に優先するか、少なくとも同時並行で、インターネット上のコンテンツについて一定の条件においては著作権が働かなくなるなどの規定を設け、図書館等における調査研究目的であるか否かに関わらず利用促進を図るとともに、早急に違法状態を解消する必要があると考える。

(2009年3月25日)